

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公開番号】特開2018-205427(P2018-205427A)

【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2017-108166(P2017-108166)

【国際特許分類】

G 02 B 27/01 (2006.01)

B 60 K 35/00 (2006.01)

H 04 N 5/64 (2006.01)

H 04 N 5/74 (2006.01)

【F I】

G 02 B 27/01

B 60 K 35/00 A

H 04 N 5/64 5 2 1 P

H 04 N 5/74 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体と、

映像を投影する映像生成部と、

前記筐体内に設けられ、前記映像生成部から投影された前記映像を反射し、当該反射した映像を、前記筐体の外部に投影するミラーと、を備え、

前記ミラーは、

反射面が形成されている板状のミラー本体と、

前記ミラー本体の第1方向の少なくとも一方の端部に設けられ、前記第1方向に沿った回転軸で回転可能に前記筐体に支持される被支持部と、を有し、

前記ミラー本体は、前記ミラー本体の厚み方向および前記第1方向に交差する第2方向における位置が前記被支持部と重なる位置に配置される第1部分と、前記第2方向における位置が前記被支持部とは異なる位置に配置される第2部分とを有し、

前記第1部分の、前記第2方向の単位幅当たりの剛性は、前記第2部分の、前記第2方向の単位幅当たりの剛性よりも大きい

表示装置。

【請求項2】

前記第1部分および前記第2部分は、前記ミラー本体の前記第1方向の幅に亘って形成されている部分である

請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記第2部分は、前記ミラー本体の前記第2方向における両端に配置される
請求項1または2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記ミラー本体の前記第1部分における厚みは、前記第2部分における厚みよりも大きい

請求項1から3のいずれか1項に記載の表示装置。

【請求項5】

前記反射面は、略全面に亘って凹の曲面であり、

前記ミラー本体の前記反射面とは反対側の面は、略全面に亘って凸の曲面であり、

前記反射面の曲率は、前記反対側の面の曲率よりも小さい

請求項4に記載の表示装置。

【請求項6】

前記第1部分は、前記ミラー本体の前記反射面とは反対側に突出し、前記第1方向に突条に延びるリブを有する

請求項4に記載の表示装置。

【請求項7】

前記第1部分の材料は、前記第2部分の材料よりも剛性が大きい材料である

請求項1から6のいずれか1項に記載の表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の一態様に係る表示装置は、筐体と、映像を投影する映像生成部と、前記筐体内に設けられ、前記映像生成部から投影された前記映像を反射し、当該反射した映像を、前記筐体の外部に投影するミラーと、を備え、前記ミラーは、反射面が形成されている板状のミラー本体と、前記ミラー本体の第1方向の少なくとも一方の端部に設けられ、前記第1方向に沿った回転軸で回転可能に前記筐体に支持される被支持部と、を有し、前記ミラー本体は、前記ミラー本体の厚み方向および前記第1方向に交差する第2方向における位置が前記一対の被支持部と重なる位置に配置される第1部分と、前記第2方向における位置が前記一対の被支持部とは異なる位置に配置される第2部分とを有し、前記第1部分の、前記第2方向の単位幅当たりの剛性は、前記第2部分の、前記第2方向の単位幅当たりの剛性よりも大きい。